

建築工事建築数量積算研究会 御中

建築数量積算基準改訂

提案書

平成25年6月19日

公益社団法人 日本建築積算協会

会長 野呂幸一

CONTENTS

1. 新しい時代に対応する「積算基準」について
積算基準小委員会活動経過と今後の方向性
2. 建築数量積算基準改訂案の概要
3. 建築数量積算基準改訂案
 - ① 総則
 - ② 仮設
 - ③ 土工・地業
 - ④ コンクリート・型枠
 - ⑤ 鉄筋
 - ⑥ 鉄骨
 - ⑦ 参考資料
 - ⑧ 間仕切
 - ⑨ 仕上
 - ⑩ 屋外施設
4. 「建築数量積算基準」に関するアンケート調査結果報告

1. 新しい時代に対応する「積算基準」について

積算基準小委員会活動経過と今後の方向性

「建築数量積算基準」は、昭和42年（1967年）建設工業経営研究会「建築積算研究会」による研究から始まり、昭和45年（1970年）に設置された官民合同の「建築数量積算研究会」により昭和52年（1977年）完成をみた。研究開始から46年、完成から35年を経過し、その間様々な改訂も行われてきたが、建築構成材や構工法の進化、またコンピュータ積算システムやBIMの普及など新しい時代への対応のために、抜本的な見直しが必要な時期にいたったと認識している。

また、今後「建築積算士」に代表される建築コスト技術者が建設産業界に一層の貢献をするためには、コスト技術者の能力アップとその能力をより高い次元で発揮させる「積算基準」、言い換えれば建築コスト技術者が様々な状況に応じて的確に応用・判断できる「積算基準」が望まれる。数量積算基準を覚えて忠実にそれに従い数量を算出する、そのようなワーカー像から脱皮し、積算基準の本質を充分理解し、様々な状況に対応して基準を応用し、的確な技術的判断を行う「創造的・自律的」な建築コスト技術者を育成することが不可欠となっている。

以上の観点から、日本建築積算協会（以下当協会という）は、平成23年度・24年度において技術委員会に積算基準小委員会を設置し、「建築数量積算基準」の内容検討を行ってきた。このたび、小委員会より改訂案が答申され正副会長会議で承認されたことから、「建築数量積算基準」および「より範囲の広い各種積算基準」についての基本的な考え方と今後の構想について述べることとする。

1. 新しい時代に対応した、「積算基準」についての基本的な考え方

- (1) 現代の建築構成材料との整合性をはかる。
- (2) 現在普及している構造形式や施工法との整合性をはかる。
- (3) コストが発生する工事現場における施工の実態との整合性をはかる。
- (4) コンピュータ積算システムやBIMの発展に対応したものとする。
- (5) 基準の根拠、「なぜこの基準となったのか」を明確にする。
- (6) 上記により、新しい時代の自ら考える「創造的・自律的な積算技術者」を育成する。
- (7) 単なる基準の羅列ではなく、図や写真等を適切に用いて、分かりやすく基準の対象となる施工法等が理解できるようにする。
- (8) 画一的な基準に適さない項目については、積算するにあたっての考え方(判断基準)を明確にする。結果的に、個々の建築コスト技術者が技術力を発揮できる範囲を広げる。
- (9) 「建築数量積算基準」に織り込むものと別に定めるものを分ける

2. 平成25年度に提案する「建築数量積算基準」案の基本的考え方

- (1) 以前から問題点として指摘されている基礎的な項目に絞る。
- (2) 改訂の理由を明確にして、「なぜこの基準となったのか」を解説に記載する。
- (3) 「建築数量積算基準」は、一般財団法人建築コスト管理システム研究所に設置された、官民合同の建築工事建築数量積算研究会において検討され、同研究所と当協会の共同編集で出版されている。
- (4) 前項の仕組みにもとづき、まず当協会として積算基準小委員会から答申された改訂案の確定を行い、その後一般財団法人建築コスト管理システム研究所との調整を行い、建築工事建築数量積算研究会に提案する。

3. 今後の「建築数量積算基準」改訂の構想

- (1) 平成25年度内に当協会のPCM委員会（旧技術委員会）において、一般財団法人建築コスト管理システム研究所と合同で検討に着手したい。
- (2) 基準内容の改訂もさることながら、「なぜこの基準となったのか」についての解説を充実させることを目的に、全体の構成および基準対象項目をすべて点検する。ただし、従来建築コスト技術者が慣れ親しんだ項目および基準内容に対する配慮も一定範囲では行う。
- (3) 改訂作業期間は2～3年、関係機関との調整を含め、最終決定までは4～5年を見込む。

4. 「PCMシリーズ 積算の手引き」の発刊

- (1) 新工法・特殊工法等については、テーマごとにそれぞれ分冊で当協会が手引書を発刊する。
- (2) 単なる数量積算の基準ではなく、工法や材料についての根本的な理解、それにもとづいた数量積算基準と基準制定における考え方、工事費についての基本的な考え方といった、総合的に対象を理解できる内容を持った書籍とする。
- (3) PCM委員会積算基準部会において、5～6テーマを1年間で編纂する。
- (4) テーマごとに支部査読を経て、それぞれ完成したテーマごとに分冊で発刊する。
- (5) 「建築数量積算基準」で調整がつかない項目については、こちらに取り込むことも考慮する。
- (6) 積算の手引きについては、平成25年度以降も継続的に取り組んでいく。

以上

2. 建築数量積算基準改訂案の概要

① 総則

- ・記述を一部修正
- ・略算法・統計値についての記述を削除

② 仮設

- ・共通仮設の項目・挿絵を追加
- ・床面積算定範囲の明確化
- ・外部足場・内部足場についての記述を、施工の実際に即し追加・修正
- ・足場の挿絵を追加

③ 土工・地業

- ・記述を一部修正
- ・各項目の記述を、施工の実際に即し追加・修正
- ・場所打杭の鉄筋数量算出基準を追加
- ・ラップコンクリートについての記述の詳細化

④ コンクリート・型枠

- ・記述を一部追加・修正
- ・型枠の欠如基準を修正（接続部は全て差し引く）
- ・コンクリート床等と柱による欠如基準を明記（0.5 m²以下は差し引かない）

⑤ 鉄筋

- ・記述を一部追加・修正
- ・ガス圧接継手数量基準の追加（スパン・SRCを考慮）
- ・腹筋長さ基準修正
- ・配筋図を追加
- ・計数值についての記述を削除

⑥ 鉄骨

- ・記述を一部追加・修正
- ・項目を一部追加
- ・裏あて金の計測・計算を追加

⑦ 参考資料

- ・計算式と記述を一部追加・削除・修正
- ・挿絵の一部修正

⑧ 間仕切

- ・記述を一部追加・削除・修正
- ・表の差し替え

⑨ 仕上

- ・記述を一部追加・削除・修正
- ・統計値についての記述を削除
- ・欠如基準の修正（設備器具欠如なし、幅木0.1 m以下欠如なし）
- ・石材の欠如特則削除、体積算定削除
- ・銘木等の定尺寸法計上を設計寸法に修正
- ・左官の開口周囲見込は、全て計測対象に修正（0.05 m以下でも）

⑩ 屋外施設

- ・欠如基準の修正（内部仕上と統一）
- ・記述を一部修正